

医政発0409第30号  
平成27年4月9日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

院内感染対策事業実施要綱の一部改正について

院内感染対策事業については、平成21年3月30日医政発第0330009号本職通知「院内感染対策事業の実施について」により行われているところであるが、今般、同通知の別添「院内感染対策事業実施要綱」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。